

(平成24年6月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	15 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 12 月から 56 年 3 月まで
② 昭和 58 年 1 月から同年 3 月まで

私が結婚するときに母から受け取った年金手帳には、「初めて被保険者となった日」は、昭和 49 年 12 月 10 日と記載されており、申立期間①については、母が国民年金保険料を納付してくれていたはずであり、申立期間②については、自分で納付書により銀行で保険料を納付したのに、申立期間①及び②が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 市及び B 市の国民年金被保険者名簿から、申立人の申立期間②前後の国民年金保険料は、いずれも B 市で納付されていることが確認できる。

また、申立期間②は、国民年金に任意加入中の 3 か月と短期間であり、申立人は、申立期間②以降、国民年金に未加入の 11 か月を除き、未納は無い上、申立人の夫は、申立人の申立期間を通じ、長期にわたって厚生年金保険に加入しており、生活状況は安定していたと推認されることから、申立人は、申立期間②の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人は、「昭和 49 年 12 月頃、母が私の国民年金の加入手続きを行い、結婚するまでの間の保険料を納付してくれていた。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、56 年 5 月 30 日に払い出されており、49 年 12 月に遡って国民年金被保険者資格を取得したものと推認できることから、当該払出し時点で、申立期間①のうち、54 年 3 月以前の保険料は時効により納付できない期間である。

なお、オンライン記録によると、昭和 49 年 9 月 1 日から 50 年 2 月 20

日までの厚生年金保険被保険者の記録が平成 23 年 10 月 24 日に統合され、この際、申立人の国民年金被保険者資格の取得日が、年金手帳記載の日付から、昭和 50 年 2 月 20 日に変更されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間①に係る加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母からは事情を聴取することができないことから、申立期間①当時の加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年8月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年8月から63年9月まで
② 平成17年7月
③ 平成17年11月及び同年12月
④ 平成18年4月及び同年5月
⑤ 平成18年11月及び同年12月
⑥ 平成23年7月

私は、勤務していた事業所を昭和60年7月31日に退職してA（業種）を始めた。その後、役場からの知らせで国民年金に未加入であると分かり、そのときに加入手続を行った。申立期間①の国民年金保険料は、役場の徴収員に自宅まで来てもらい、夫婦二人分として46万円から48万円ぐらいを納付した。大金だったので、とても大変で苦しかったことを覚えている。また、申立期間②から⑥までの保険料は、納付していないと役場から通知が来たので、その都度全て納付したはずである。申立期間①から⑥までの保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和60年8月から61年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年12月10日に社会保険事務所（当時）からB郡C町（現在は、D市）に払い出された手帳記号番号の一つであることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できること、申立人は62年9月から同年11月頃までに国民年金の加入手続を行ったことが申立人の前後の手帳記号番号の被保険者の資格記録等により推認できることから、同年9月を基準にすると、当該期間の国民年金保険料は過年度納付す

ることが可能である。

また、申立人と一緒に保険料を納付していたとする申立人の妻は、オンライン記録において、当該期間の保険料を、申立人が加入手続を行ったと推認できる時期と同時期の昭和 62 年 9 月に過年度納付していることが確認できることから、申立人は、加入時において、その妻の分と一緒に当該期間の保険料を過年度納付したと考えても特段不自然ではない。

一方、申立期間①のうち、昭和 61 年 4 月から 63 年 9 月までの期間については、申立人は、夫婦二人分の保険料をまとめて納付したと主張しているところ、オンライン記録によれば、申立人は申立期間①直後の同年 10 月から平成 2 年 3 月までの保険料を 3 年 1 月から同年 6 月までの間で過年度納付していることが確認でき、同年 1 月の時点において、申立期間①の保険料は時効により納付することができなかつた事情がうかがえる上、申立人夫婦からの聴取によっても申立人が納付したとする保険料が申立期間①のうち、昭和 61 年 4 月から 63 年 9 月までの保険料であったとの心証が得られなかつた。

また、申立期間①のうち、昭和 61 年 4 月から 63 年 9 月までの期間については、C 町の国民年金被保険者名簿において未納と記録されており、記録訂正等が行われた形跡は見当たらない上、申立人と一緒に保険料を納付したとする申立人の妻も当該期間は未納となっていることがオンライン記録により確認できる。

さらに、申立期間②から⑤までについては、申立人から平成 17 年分及び 18 年分の所得税の確定申告書が提出されており、17 年中の国民年金の支払保険料欄には「282,380 円」と記載され、当該金額はオンライン記録において確認できる同年中に納付された申立人夫婦の保険料合計額に比べ低額であることが認められる上、18 年中の国民年金の支払保険料欄には「110,040 円」と記載され、当該金額はオンライン記録において確認できる同年中に納付された申立人のみの保険料額と一致していることから、当該確定申告書に記載された保険料額には申立期間②から⑤までの保険料は含まれていないものと考えられ、申立期間②から⑤までの保険料を納付していたと推認することはできない。

加えて、申立期間⑥については、オンライン記録において、平成 23 年 10 月 14 日に申立人に対し納付書が発行されていることが確認でき、申立期間⑥の保険料は納付期限までに納付しなかつた事情がうかがえる。

その上、申立期間②から⑥までについては、平成 9 年 1 月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書の作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が図られた上、14 年 4 月以降は保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、委託業者による磁気テープに基づく納付書の作成、収

納機関からの納付通知の電子的実施等、年金記録事務における事務処理の機械化が一層促進されていることを踏まえると、記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は少ないものと考えられる。

このほか、申立期間①のうち、昭和61年4月から63年9月までの期間及び申立期間②から⑥までの期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間①のうち、61年4月から63年9月までの期間及び申立期間②から⑥までの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年8月から61年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月及び45年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年3月
② 昭和45年10月から同年12月まで

私の母が私の国民年金の加入手続を行い、私が昭和46年4月に結婚するまで国民年金保険料を納付してくれたが、申立期間①及び②の未納期間がある。それらの未納期間において、保険料を納付してくれた母は保険料が納付済みとなっており、また、私は、私に未納期間があるという話を母から聞いた覚えも無いことから、申立期間①及び②の保険料は納付済みであると思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入者の資格取得日から、昭和44年4月頃に払い出されていることが推認できることから、申立期間①及び②の国民年金保険料はいずれも現年度納付が可能である上、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母は、申立人の父と共に、申立期間①及び②の保険料を全て納付している。

また、申立人の両親は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳になるまでの保険料を完納している上、申立人も申立期間以外に未納は無く、保険料の納付意識の高さがうかがえるところ、申立期間①は1か月、申立期間②は3か月とそれぞれ短期間であることを踏まえると、申立期間①及び②の保険料は納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から47年6月まで
② 昭和47年10月から48年3月まで

私は、A区でB（業種）の事務所を開設していた頃の27か月間及びA区からC市へ事務所を移転した当初の6か月間の国民年金保険料について、納付したはずであるのに未納の記録になっているのは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、「A区からC市へB（業種）の事務所を移転した当初の6か月間の国民年金保険料は納付したはずである。」と主張しているところ、特殊台帳の記載から、A区からC市への住所変更手続は適切に行われていることが確認でき、申立期間②の保険料は、C市において現年度納付することが可能である。

また、申立期間②直前の3か月の保険料は現年度納付されており、かつ申立期間②以降、60歳となるまでの保険料が全て納付済みである上、申立期間②は、6か月と短期間であることを踏まえると、申立人が申立期間②の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間①について、特殊台帳、A区及びC市の国民年金被保険者名簿には、保険料が納付された形跡は確認できない上、C市の国民年金保険料検認カードには、昭和44年度の納付欄に「6か月納付6か月未納」と記載され、昭和45年4月から47年6月までの納付欄に納付を示す記載は無く、共にオンライン記録と一致する。

また、申立人は、20歳になって国民年金被保険者資格を取得した後、

長期（80 か月）にわたる未納期間がある上、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 10 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から37年6月まで

私の国民年金については、母がA市役所の窓口で加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を過去の未納分の国民年金保険料として遡って納付してくれていた。しかし、厚生年金保険の脱退手当金支給済みの記録が見つかったため申立期間の国民年金保険料が還付されて年金額が減額された。再度、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、平成23年8月29日に申立人の厚生年金保険と国民年金の記録を統合するまでは、国民年金の強制加入被保険者期間として記録され、国民年金保険料は納付済みとされていたが、この記録統合によって、申立期間は、本来国民年金に加入することができない厚生年金保険被保険者期間との重複期間であることが判明したため、申立期間の国民年金保険料は同年11月2日に年金事務所において還付決定されている。

しかしながら、申立期間の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金が支給済みであり、厚生年金保険被保険者でなかったものとみなされる期間であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付してから還付されるまで40年以上が経過していることなどを踏まえると、申立人の国民年金の受給権は尊重されるに値すべきものと考えられ、制度上、国民年金の被保険者となり得ないことを理由として、国民年金保険料の納付を認めないことは信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 4247

第1 委員会の結論

申立人の平成6年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月

私の母は、私が大学在学中に私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれた。母は、「国民年金加入期間の保険料を間違いなく納付した。」と話しているのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入して以降、申立期間を除き、国民年金保険料は全て納付済みである。

また、オンライン記録において、平成8年7月5日に申立人に対し過年度保険料の納付書が作成されていることが確認できるところ、申立期間の保険料を納付したとする申立人の母は、「申立期間の保険料は、当時の勤務先の取引銀行であったA銀行又はB銀行で納付書を使って納付した。」と具体的に申述している上、申立期間は1か月と短期間であることを踏まえると、申立人の母が当該納付書により、申立期間の保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年2月から45年4月まで
② 昭和50年4月から52年3月まで

私は、申立期間当時、実家の両親が営むA（業種）の手伝いをしていた。両親は、税金等の納付書が届くとすぐに支払うようにしており、国民年金保険料の納付に困るような経済状況ではなかった。申立期間①の保険料は両親が納付してくれたはずであり、家業の手伝いをしている私の保険料を両親が納付していないとは思えない。

また、結婚後は納付書が届くとすぐに私が夫婦二人分の保険料を納付していた。A（業種）のB（業務）を始め、税金、年金等、家の支払関係も全て私が行っていたので、夫の申立期間②の保険料は納付してあるのに私の保険料が未納ということは無いはずである。

申立期間①及び②の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、「納付書が届くとすぐに夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。」と申述しているところ、申立人の夫は申立期間②の保険料は納付済みである。

また、申立人の夫は、「税金や保険料等の支払いは全て妻に任せていた。妻は請求が来たらすぐに支払う性分であり、遅れたり支払わなかったりすることはあり得ない。」と申述している。

さらに、申立人は、申立期間②の前後の保険料については納付済みであるとともに、申立期間②後に未納は無く、納付意識の高さがうかがえることから、その前後の期間と同様に申立期間②の保険料を納付していたもの

と考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人は、申立人の両親が保険料を納付してくれたと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和45年5月頃に行われたと推認される上、国民年金受付処理簿によると、申立人はC市において、婚姻後の姓により加入していることが確認でき、加入手続を行った時点において、申立期間のうち一部の期間の保険料は時効により納付することができない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は加入手続及び申立期間①の保険料納付に直接関与しておらず、関与したとする申立人の両親は既に亡くなっているため、加入手続及び保険料納付の具体的な状況は不明である。

加えて、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から52年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 4249

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 46 年秋から A（業種）を営んでおり、申立期間当時は順調に業績も伸びていたため、金銭的に困るような状態ではなく、国民年金保険料に限らず税金等を一切未納にしたことは無い。申立期間に係る夫婦の保険料は、私の妻が B 信用金庫（現在は、C 信用金庫）D 支店又は E 銀行 F 支店で間違いなく納付したはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間の前後の国民年金保険料を長期間にわたり納付しており、納付意識の高さが認められる。

また、申立人の妻が申述する申立期間に係る夫婦の月額保険料は、申立期間当時の保険料額とおおむね一致しており、申立内容に不自然さはみられない上、申立期間は 3 か月と短期間であることを踏まえると、申立期間の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 4250

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から同年 3 月まで

私の夫は、昭和 46 年秋から A（業種）を営んでおり、申立期間当時は順調に業績も伸びていたため、金銭的に困るような状態ではなく、国民年金保険料に限らず税金等を一切未納にしたことは無い。申立期間に係る夫婦の保険料は、私が B 信用金庫（現在は、C 信用金庫）D 支店又は E 銀行 F 支店で間違いなく納付したはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間の前後の国民年金保険料を長期間にわたり納付しており、納付意識の高さが認められる。

また、申立人が申述する申立期間に係る夫婦の月額保険料は、申立期間当時の保険料額とおおむね一致しており、申立内容に不自然さはみられない上、申立期間は 3 か月と短期間であることを踏まえると、申立期間の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成4年4月8日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成4年3月の標準報酬月額については53万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月31日から同年4月8日まで

私は、年金事務所から以前勤務していたA社の厚生年金保険の被保険者資格喪失日の記録が訂正されているという連絡を受けたので、当初の被保険者資格喪失日に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年3月31日の約1か月後の同年5月2日付けで、申立人の被保険者資格喪失日は同年4月8日から同年3月31日に遡及訂正されていることが確認できる。

一方、当該事業所の複数の元同僚の証言から、申立人は当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年3月31日以降も当該事業所に勤務していたことが推認できる。

また、当該事業所に係る商業登記簿謄本により、申立人は昭和59年6月1日から平成元年11月25日までの期間は代表取締役であったが、申立期間当時は役員でなかったことが確認できる上、複数の元同僚は、「申立人は、B（業務）、C（業務）が主な業務で、社会保険の手続等は行っていない。」と供述していることから、申立人は当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

さらに、上記商業登記簿謄本によると、当該事業所は申立期間において法人格を有していたことが確認できることから、厚生年金保険の適用事業

所としての要件を満たしていたと認められ、適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立人の資格喪失に係る処理を遡って行う合理的な理由は見当たらず、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の当該事業所における資格喪失日は事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成4年4月8日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成4年2月の標準報酬月額の記録から、53万円に訂正することが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年11月1日から5年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、3年11月から4年9月までは34万円、同年10月から5年9月までは36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年11月1日から6年3月31日まで
② 平成6年3月31日から同年5月1日まで

私は、昭和58年3月から平成6年4月までA社で勤務していたが、申立期間①の標準報酬月額が、実際の支給額に比較して著しく低いことから、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

また、A社に平成6年4月まで勤務したことから、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年3月31日になっていることに納得できない。調査の上、申立期間②を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、平成3年11月1日から5年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額は、当初、3年11月から4年9月までは34万円、同年10月から5年9月までは36万円と記録されていたところ、4年12月3日付けで、3年11月1日の随時改定及び4年10月1日の定時決定が遡って26万円に引き下げられていることが確認できる。

また、当該事業所の事業主及び元役員を含む元同僚22人についても、平成4年12月3日付けで、申立人と同様に標準報酬月額が遡及して引き下げられていることが確認できる。

さらに、経理担当の元取締役及び社会保険担当者は、「社会保険料の滞納額を減額するために、事業主及び経理担当役員が標準報酬月額の減

額の届けを行った。」と供述している。

加えて、複数の元同僚は、「標準報酬月額を減額訂正した後も、減額訂正する前と同額の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記遡及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該期間の標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成3年11月から4年9月までは34万円、同年10月から5年9月までは36万円に訂正することが必要である。

一方、申立人は、申立期間①のうち、平成5年10月1日から6年3月31日までに係る標準報酬月額は、36万円であると主張しているが、当該事業所の加入していた厚生年金基金及び健康保険組合における標準報酬月額はオンライン記録と一致しており、遡及して訂正された形跡は見当たらない。

また、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、前記経理担当の元取締役は、関係書類を保管していないと供述している上、複数の元同僚からも申立人の保険料の控除について具体的な供述は得られなかった。

このほか、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間①のうち、平成5年10月1日から6年3月31日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人は、A社に平成6年4月末日まで勤務したと主張しているが、オンライン記録によれば、同社は、同年3月31日に、厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間②は厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、前記経理担当の元取締役及び社会保険担当者は「厚生年金保険の適用事業所でなくなった後、保険料を控除することはなかったと思う。」と供述している。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、平成6年3月31日に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる上、社会保険担当者は、「社長から厚生年金保険の適用事業所になるので、国民年金に加入するよう話があった。」と供述しており、適用事業

所でなくなった日まで在籍していた元同僚 17 人のうち、9 人が同年 3 月 31 日に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、上記健康保険組合の記録により、申立人は、厚生年金保険被保険者の資格喪失日である平成 6 年 3 月 31 日に健康保険任意継続被保険者となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年11月1日から42年2月1日までの期間及び同年4月1日から同年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を41年11月から42年1月までは3万6,000円、同年4月から同年9月までは3万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月1日から42年10月1日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から実際に控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額とは相違しているので、申立期間における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、昭和41年11月、42年1月及び同年4月の標準報酬月額については、申立人から提出されたA社の給料支払明細

書により、41年11月及び42年1月は3万6,000円、同年4月は3万9,000円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、昭和41年12月及び42年5月から同年9月までの期間の標準報酬月額については、申立人は当該期間の給料支払明細書を保有していないものの、申立人から提出された当該期間の前後の期間における給料支払明細書により、当該期間についても前後の期間と同様に保険料が控除されていたと認められることから、41年12月は3万6,000円、42年5月から同年9月までは3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に死亡していることから確認できず、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上記給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和42年2月及び同年3月の標準報酬月額については、上記給料支払明細書により推認できる報酬月額に見合う標準報酬月額と保険料控除額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和38年4月1日、資格喪失日は39年1月20日であると認められることから、申立期間の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和38年4月から同年9月までは1万円、同年10月から同年12月までは9,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年4月1日から39年1月頃まで

私は、昭和38年4月1日から39年1月頃までB市C町にあったA社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び元同僚の供述から判断すると、申立期間において、申立人が当該事業所に勤務していたことは認められる。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と生年月日は一致しているものの、氏名の一字が相違し、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和38年4月1日、資格喪失日は39年1月20日）が確認できる。

さらに、申立人が氏名を挙げた元同僚3名は、「申立人とは、申立期間当時、B市C町にあった当該事業所のD工場と一緒に勤務していた。」とそれぞれ供述している上、当該元同僚のうち1名は、厚生年金保険払出簿において、厚生年金保険記号番号が申立人と連番で払い出されていることが確認できることから、上記厚生年金保険被保険者記録は申立人の記録で

あると判断することができる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 38 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得し、39 年 1 月 20 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該未統合記録から、昭和 38 年 4 月から同年 9 月までは 1 万円、同年 10 月から同年 12 月までは 9,000 円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年11月1日から同年12月1日までの期間及び9年9月1日から同年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を6年11月は22万円、9年9月は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間のうち、平成10年8月及び同年9月の標準報酬月額については、41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から10年10月1日まで
私は、A社に入社後の平成4年4月1日から10年10月1日までの期間の給与は、年金記録の標準報酬月額を上回る額が常に支給されていた。調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれのいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成6年11月及び9年9月の標準報酬月額については、申立人から提出されたA社の給与支給明細書により、6年11月は22万円、9年9月は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上記給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成4年4月1日から6年11月1日までの期間、同年12月1日から9年9月1日までの期間及び同年10月1日から10年8月1日までの期間については、上記給与支給明細書により確認できる、報酬月額に見合う標準報酬月額と保険料控除額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 2 申立人の申立期間のうち、平成10年8月1日から同年10月1日までの期間については、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、当該期間を含む同年8月1日から11年8月1日までの期間について、28万円と記録されていたところ、約2年後の12年8月7日付けで10年8月1日の随時改定（28万円）の記録を取り消し、同年10月1日の定時決定として41万円に遡及訂正されていることが確認できる。

また、A社を管轄するB年金事務所は、「申立人に係る取消処理及び定時決定処理は平成12年5月17日の当該事業所に対する総合調査の指摘によるものと考えられ、当時の届書等の保存は無く、詳細は不明であるが、申立人の給与支給明細書から判断すると、10年8月1日の随時改定（24万円から41万円に改定）に該当することから、当時、事業主に対する指示又は当該取消処理及び定時決定処理に何らかの過誤があった可能性が考えられる。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成12年8月7日付けで行った10年10月1日の定時決定における処理は、合理的な理由があったとは認め難いことから、申立人に係る同年8月及び同年9月の標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年3月1日から7年3月1日までの期間及び同年4月1日から8年4月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を6年3月は26万円、同年4月は28万円、同年5月は26万円、同年6月及び同年7月は30万円、同年8月は24万円、同年9月及び同年10月は26万円、同年11月は20万円、同年12月は26万円、7年1月は20万円、同年2月は24万円、同年4月は18万円、同年5月は17万円、同年6月は24万円、同年7月は19万円、同年8月は20万円、同年9月は19万円、同年10月は26万円、同年11月は24万円、同年12月は26万円、8年1月は22万円、同年2月及び同年3月は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月1日から8年4月1日まで

私のA社における平成6年3月1日から8年4月1日までの期間の標準報酬月額が、給料支払明細書に記載されている支給総額や厚生年金保険料の控除額に比べて不自然に下がっているので、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除して

いたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成6年3月から7年2月までの期間及び同年4月から8年3月までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出されたA社の給料支払明細書により、6年3月は26万円、同年4月は28万円、同年5月は26万円、同年6月及び同年7月は30万円、同年8月は24万円、同年9月及び同年10月は26万円、同年11月は20万円、同年12月は26万円、7年1月は20万円、同年2月は24万円、同年4月は18万円、同年5月は17万円、同年6月は24万円、同年7月は19万円、同年8月は20万円、同年9月は19万円、同年10月は26万円、同年11月は24万円、同年12月は26万円、8年1月は22万円、同年2月及び同年3月は26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、上記給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）において記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成7年3月の標準報酬月額については、上記明細書において、報酬月額に見合う標準報酬月額と保険料控除額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額を下回っていることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

千葉国民年金 事案 4251

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から48年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月から48年7月まで

私は、申立期間当時結婚しており、婚姻時のA姓で自宅に集金に来たB市役所（当時）の職員に国民年金保険料を納付したのに、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時、自宅に集金に来たB市役所の職員に申立期間の国民年金保険料を納付したはずである。」と主張しているが、B市（現在は、C市）の国民年金被保険者名簿、特殊台帳及び申立人の所持する年金手帳によると、申立人の国民年金被保険者資格は、いずれも申立期間直前の昭和47年8月12日に喪失していることが確認でき、オンライン記録とも一致している上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に保険料納付の前提となる別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、オンライン記録によると、申立期間の前後の期間も未加入の期間となっており、ほかにも未加入及び未納の期間が多数散在する。

さらに、申立人は、「申立期間当時、婚姻時のA姓で申立期間の保険料を納付した。」と申述しているが、B市の昭和47年度の国民年金保険料検認全リスト及び同年度の国民年金保険料印紙検認連名簿に記載された被保険者氏名は、婚姻前のD姓であり、申立期間当時、申立人の氏名変更が行われた形跡は見当たらないことから、申立人の申述は不自然である。

加えて、申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 63 年 9 月までの期間、平成 17 年 7 月及び 18 年 4 月から同年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 4 月から 63 年 9 月まで
② 平成 17 年 7 月
③ 平成 18 年 4 月から同年 5 月まで

私の夫は、勤務していた事業所を昭和 60 年 7 月 31 日に退職して A (業種) を始めた。その後、役場からの知らせで夫が国民年金の加入手続を行った際、申立期間①の国民年金保険料は、役場の徴収員に自宅まで来てもらい、夫婦二人分として 46 万円から 48 万円ぐらいを納付した。大金だったので、とても大変で苦しかったことを覚えている。また、申立期間②及び③の保険料は、納付していないと役場から通知が来たので、その都度全て納付したはずである。申立期間①、②及び③の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、申立人の夫が夫婦二人分の国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているところ、オンライン記録によれば、申立人は申立期間①直後の昭和 63 年 10 月から平成 2 年 3 月までの保険料を 3 年 1 月から同年 6 月までの間で過年度納付していることが確認でき、同年 1 月の時点において、申立期間①の保険料は時効により納付することができなかつた事情がうかがえる上、申立人夫婦からの聴取によっても申立人の夫が納付したとする保険料が申立期間の保険料であったとの心証が得られなかつた。

また、B 郡 C 町 (現在は、D 市) の国民年金被保険者名簿において、申立期間①は未納と記録されており、記録訂正等が行われた形跡は見当たらず。

ない上、申立人と一緒に保険料を納付したとする申立人の夫も申立期間①は未納となっていることがオンライン記録により確認できる。

さらに、申立期間②及び③については、申立人の夫から平成 17 年分及び 18 年分の所得税の確定申告書が提出されており、17 年中の国民年金の支払保険料欄には「282,380 円」と記載され、当該金額はオンライン記録において確認できる同年中に納付された申立人夫婦の保険料合計額に比べ低額であることが認められる上、18 年中の国民年金の支払保険料欄には「110,040 円」と記載され、当該金額はオンライン記録において確認できる同年中に納付された申立人の夫の保険料額と一致していることから、当該確定申告書に記載された保険料額には申立期間②及び③の保険料は含まれていないものと考えられ、申立期間②及び③の保険料を納付していたと推認することはできない。

加えて、申立期間②及び③は、平成 9 年 1 月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書の作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が図られた上、14 年 4 月以降は保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、委託業者による磁気テープに基づく納付書の作成、収納機関からの納付通知の電子的実施等、年金記録事務における事務処理の機械化が一層促進されていることを踏まえると、記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は少ないものと考えられる。

このほか、申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4253

第1 委員会の結論

申立人の平成13年7月から16年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年7月から16年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付していたが、平成15年8月にA社会保険事務所（当時）の指導勧告により、当時勤務していたB社が13年7月1日に遡って厚生年金保険の適用事業所となり、厚生年金保険被保険者となったため、申立期間が国民年金保険料を還付された期間となっている。しかし、私は還付金を受け取っていないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る国民年金保険料は、申立人が勤務していたB社の申立期間当時の代表取締役であったC氏を受取代理人として、同社の指定口座に、還付決議（平成15年8月22日付け）により、還付されていることが確認できる。

また、B社の担当者は、「A社会保険事務所の指導勧告に基づく厚生年金保険及び健康保険被保険者資格の遡及取得に関し、申立人との間で『社会保険料（立替払）の返済に関する覚書』（平成15年7月31日付け）及び『（社会保険料）返済スケジュール表』を作成し、i）申立期間の国民年金保険料の還付金を会社の指定口座に入金し、社会保険料の個人負担分に充当すること、ii）充当後、更に不足する個人負担分社会保険料について、一時金及び給与からの分割支払金に分けて支払うことで合意していた。」と申述している。

さらに、B社及びA社会保険事務所が保管していた平成13年7月から16年3月までの33か月分の保険料の還付金額43万2,460円に係る「国民年金保険料還付請求書」（15年9月26日付け）には、その請求者欄に申

立人の記名押印があり、その委任の欄にC氏を受取代理人として委任する旨の申立人の記名押印があることから、申立人は、国民年金保険料還付金の取扱いについて、会社側と合意していたことが確認できる上、同社は、同額の振込手続をした旨のA社会保険事務所からの「国庫金振込通知書」（15年10月17日付け）も保管している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4254

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から同年11月まで

私は、申立期間当時、A（都道府県）の大学に通っており、私が直接国民年金の加入手続や国民年金保険料を納付したわけではないが、母が平成3年12月頃に、「遡って国民年金に加入しておかないと将来困るから、手続をして保険料を払ってきた。合計の保険料が10万円以上かかった。」と言っていたことを覚えている。また、母が、「制度変更により、学生が国民年金に強制加入となった時期に遡って保険料を全て納付した。」と言っていた記憶もある。申立期間が未納と記録されているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の母が、平成3年12月頃に、国民年金の加入手続を行い、制度変更により、学生が国民年金に強制加入となった同年4月に遡って国民年金保険料を納付した。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の手帳記号番号の前後の被保険者の資格取得日から、6年1月頃にB市で払い出され、同時期に国民年金の加入手続が行われたものと推認できることから、申立人の主張と相違している上、加入手続を行った同年1月を基準にすると、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、B市は、平成6年に、国民年金加入勧奨のため、国民年金資格取得届出書を兼ねた回答用の往復はがき（学生の強制加入について明記さ

れている。)を送付する等、当時、同市が国民年金加入に力を入れていたことがうかがえるところ、申立人の手帳記号番号の前後それぞれ 10 番以内に、同年 1 月から同年 3 月までの間に遡及納付可能な 2 年前に遡って保険料を納付した 3 年 4 月 1 日資格取得者が複数名確認できること、申立人に関しては、B 市の国民年金被保険者名簿から、同年 12 月から 5 年 3 月までの保険料が過年度納付されていること、及び B 市の国民年金保険料納付状況一覧リストから、同年 4 月から 6 年 1 月までの保険料が同年 1 月 25 日に一括納付され、同年 2 月からの保険料が月々定期納付されていることを踏まえると、申立人は、同年 1 月頃に加入手続を行い、その際、学生が強制加入となった 3 年 4 月 1 日に遡って資格取得し、6 年 1 月時点で遡及納付可能な 2 年前に遡って保険料を納付したと考えるのが自然である。

加えて、申立人は、加入手続及び保険料納付には直接関与しておらず、加入手続及び保険料納付をしたとするその母は記憶が明確でない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から平成元年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から平成元年10月まで

申立期間のうち、昭和58年1月から62年3月までの期間については、父が私に「将来年金をもらえなくなるといけないから国民年金保険料を納めている。」と言って年金手帳を見せてくれたことを覚えている。また、申立期間のうち、同年4月から平成元年10月までの期間については、就職した会社が厚生年金保険に未加入だったので、国民年金保険料は私が毎月又は数か月まとめて市役所か金融機関で納付した。その後、会社が厚生年金保険に加入する際に年金手帳を会社に提出したが、その年金手帳は返却されずに新しい年金手帳が交付された。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、基礎年金番号が記載された年金手帳及び国民年金手帳記号番号が記載された年金手帳を所持しており、オンライン記録において、平成21年に手帳記号番号は基礎年金番号に統合されていることが確認できる。ところ、当該手帳記号番号の前後の国民年金被保険者の資格記録等から、申立人の国民年金の加入手続は3年2月頃に行われたと推認できる上、手帳記号番号が記載された年金手帳には初めて被保険者となった日が同年1月26日と記載されており、当該資格取得日はオンライン記録と一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、オンライン記録によると、当該基礎年金番号は平成10年3月10日に付番されているところ、申立人の基礎年金番号の記録には、職権により国民年金被保険者として適用され年金手帳が送付された者に対して表示

される「手帳送付者」と記載されており、申立期間は、当該基礎年金番号が付番された際、昭和 58 年 1 月 2 日に遡って国民年金被保険者の資格を取得したことにより生じた未納期間であることが確認できることから、平成 10 年 3 月の時点において、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

さらに、オンラインシステムにおいて申立人の氏名の読み方及び漢字表記を変えて氏名検索を行い、併せて国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の父は、加入手続及び申立期間の保険料納付に関する記憶が定かではない上、申立人が年金手帳を提出したと述べている当時の勤務先の事業主及び当該事業所の顧問税理士は、当時の資料は無く、厚生年金保険加入時に申立人から年金手帳の提出を受けたか否か不明である旨回答している。

このほか、申立期間は 82 か月と長期間であり、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から9年3月まで

私が平成8年3月に会社を退職した直後に、妻が私の国民年金の加入手続を行い、その後、申立期間に係る国民年金保険料の納付書が届いたので妻が一括で納付してくれた。申立期間が未納とされていることは納得できないので、調査して納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年3月に会社を退職した直後に、申立人の妻が申立人の国民年金の加入手続を行い、その後、申立期間に係る国民年金保険料の納付書が届いたので申立人の妻が一括で納付してくれたと主張しているところ、オンライン記録によると、10年7月7日付けで申立人に対し過年度保険料の納付書が作成されたことが確認でき、当該納付書が作成された時点において、8年6月以降の期間に保険料の未納期間が存在していたことがうかがえる。

また、申立人は、申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の妻は申立期間に係る保険料の納付金額及び納付時期に関する記憶が定かではなく、申立期間に係る具体的な保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立期間の一部は、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が進んでおり、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は少ないものと考えられる。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4632 (事案 4061 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 12 月 1 日から 55 年 10 月 1 日まで
私は、前回の申立てにおいて、年金記録確認 A 地方第三者委員会から「訂正不要」との決定を受けたが、B 社から C 社 (現在は、D 社) に転籍した際、給料は 32 万円の約束だった。申立期間の標準報酬月額を 32 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、i) D 社は、「申立期間当時の、標準報酬月額の算定に係る資料は保持していない。」と回答していること、ii) 申立期間当時、C 社の従業員に係る社会保険事務を担当していた親会社の B 社 E 課員及び C 社の元同僚は、いずれも、「申立人の申立期間に係る給与額は覚えていない。」と供述していること、iii) 申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 10 月 12 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、「転籍した際、給料は 32 万円の約束だった。」と主張している。

しかし、B 社から提出された労働者名簿には、申立期間において、「54. 7. 1 基本給 280,000 円」「55. 7. 1 基本給 360,000 円」との記載があり、申立期間のオンライン記録と符合する上、その後の C 社の標準報酬月額についても、おおむね上記労働者名簿の基本給と一致する。

また、C社の従業員の社会保険事務を担当していたB社E課員は、「報酬月額及び事務の内容は、申立人と当時の役員が話し合いで決めていたと思う。」と供述しているが、当該役員から供述を得ることはできない。

さらに、文書による口頭意見陳述においても、申立人の主張を裏付ける新たな事情は認められず、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月 5 日から同年 12 月 1 日まで
私は、昭和 54 年 4 月に A 社から同社子会社として設立された B 社（現在は、C 社）に所長として転籍した。申立期間当時、B 社の従業員の社会保険事務は、親会社の A 社 D 課が行っていたところ、担当者の手続ミスで、B 社における厚生年金保険被保険者の資格取得日が同年 12 月 1 日になった。当時は承知していたが、勤務実態に合わせて、資格取得日を同年 4 月 5 日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社の労働者名簿及び雇用保険の加入記録によると、申立人は申立期間において当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、当該事業所は昭和 54 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所になる前の期間であることが確認できる。

また、申立人及び元同僚は、「B 社は、申立期間当時の従業員は 2 名だった。」と供述していることから、申立期間当時、厚生年金保険の強制適用事業所となる要件である 5 名以上の従業員を使用する法人に該当しない上、当該事業所の新規適用時において資格取得した被保険者は、申立人のほか 1 名のみで、当該元同僚は既に死亡していることから、申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、B 社の設立時の事情を知る親会社の元事業主は、既に死亡しており、ほかの元役員からは供述が得られないことから、同社が厚生年金保険の適用事業所になった具体的経緯等の供述を得ることができない。

加えて、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法

律に基づき、記録訂正及び保険給付が行われるのは、申立人が事業主により給与から保険料を控除されていたことが認められることが必要であるところ、申立人は、「誤処理により、昭和54年4月から同年11月まで保険料が控除されなかった。」と供述している。

一方、申立人は、文書による口頭意見陳述において、「親会社の事務担当者の社会保険手続に係る知識の欠除による誤処理。」を主張するが、年金記録確認第三者委員会は、厚生年金保険法による記録訂正のあっせんについては、申立期間における被保険者資格の届出又は保険料の納付の有無に係る事実認定に基づいて記録の訂正の要否を判断するものであり、これと離れて当該事業所が行った資格取得の届出手続遅延又は届出手続漏れ自体の違法性の有無を判断するものではない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年8月1日から同年9月1日まで
私が、A社に勤務していた期間のうち、昭和51年8月の標準報酬月額が28万円と記録されているが、私の計算では30万円であると思うので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた期間のうち、昭和51年8月の標準報酬月額が28万円と記録されているが、「給与支給明細書」を提出して30万円であると主張している。

なお、申立期間は、厚生年金保険の標準報酬月額の上限が、厚生年金保険法等の一部を改正する法律「昭和51年6月5日法律第63号（同年8月1日施行）」により、従前の20万円から32万円に改定された日の属する月であり、申立人の標準報酬月額は申立期間の前月において、上限額であったことが確認できる。

これを踏まえて、申立人から提出された「昭和50年度定期昇給差額計算書」及び「給与支給明細書」を検証すると、申立人の昭和50年の給与は、同年4月に昇給し、同年7月に支払が開始されたことが認められることから、事業主は申立人に係る標準報酬月額を同年10月1日の随時改定により届け出たことが推認できる上、昇給月以後引き続く3か月間の報酬月額平均額は、28万8,973円となることから上記厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行日における標準報酬月額は28万円であることが確認できる。

また、申立人から提出された昭和51年9月の「給与支給明細書」によ

り、厚生年金保険料は翌月控除であることが確認できる上、同年8月は厚生年金保険の保険料率も改正されているところ、申立期間は28万円の標準報酬月額に見合う保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から申立期間に係る申立人の標準報酬月額は28万円と記録されていることが確認できる上、当該事業所が加入しているB厚生年金基金から提出された申立人の「加入員台帳」及び「基本異動記録」から、昭和51年8月1日の異動事由欄に「法律改正」と記載され、標準報酬月額が20万円から28万円に改定されたことが記録されていることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、いずれも国の記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月 10 日から同年 9 月 19 日まで
私は、申立期間当時、A社に勤務していたが、申立期間が厚生年金保険に未加入となっている。一緒に勤務していた叔父には厚生年金保険の加入記録があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社において厚生年金保険の被保険者記録を有している元同僚の証言から、申立人の勤務期間は特定できないが、当該事業所に勤務していたことは認められる。

しかし、当該事業所は、「保管している資料に申立人に係る記録は見当たらない。また、申立期間当時から顧問をしている社会保険労務士事務所にも確認したが、申立人に係る資料は確認できない。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い上、申立期間において、当該事業所における申立人に係る雇用保険の加入記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4636

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月1日から同年10月27日まで
私は、A社に勤務していたとき、給与が20万円より下がった記憶は無いが、厚生労働省の記録は、申立期間の標準報酬月額が15万円となっているので、調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に勤務していたとき、給与が20万円より下がった記憶が無いので、標準報酬月額は20万円である。」と主張している。

しかし、事業主から提出された「被保険者台帳」において、申立人に係る標準報酬月額が平成2年1月に20万円から15万円に随時改定されており、オンライン記録と一致することが確認できる。

また、事業主は、「当社の定年は満60歳であるので、定年後雇用延長する際に、給与の見直しを行ったと思う。平成元年10月分から給与を引き下げたので、同年10月、同年11月及び同年12月の3か月分の平均給与に基づき月額変更届を提出したと思う。」と回答し、同社の顧問社会保険労務士も、「社会保険事務所（当時）への届出書類は私が作成しており、私のコンピュータの中にあった被保険者台帳から判断すると、申立人が雇用延長となった翌月（同年10月分）の給与から申立人の給与は下がったため、2年1月から月額変更したと思う。」と供述している。

なお、申立人の平成2年1月の標準報酬月額の随時改定について、遡及訂正等不自然な処理がなされた形跡は見当たらない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に相当する保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月 31 日から同年 9 月 1 日まで
私は、昭和 35 年 6 月 1 日から 59 年 6 月 1 日まで A 区の B 社に正社員の「C (職種)」として継続して勤務したのに、年金記録が途中欠落しているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間において B 社に継続して勤務してした。」と主張している

しかし、雇用保険の加入記録によると、申立人は、申立期間において継続して勤務しているものの、当該事業所が加入していた D 厚生年金基金が保管する申立人に係る厚生年金基金加入員資格取得及び喪失届並びに E 健康保険組合の回答書によると、申立人は、昭和 58 年 7 月 30 日に退職し、健康保険被保険者証を返納しており、同年 9 月 1 日に再取得していることが確認でき、オンライン記録の厚生年金保険被保険者記録と符合する。

また、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は、「当時の関係資料は残っていない。」と回答している上、元取締役兼社会保険事務担当者は、「申立人が入社したときから辞めるまで知っているが、申立人の主張については分からない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年4月1日から35年4月1日まで
② 昭和59年10月1日から61年4月21日まで
③ 平成元年3月30日から3年3月16日まで

私は、申立期間①はA市B区にあったC事業所に、申立期間②はD市にあるE事業所を運営しているF社に、申立期間③はD市にあるG事業所を運営していたH社（現在は、I社）に、それぞれ勤務していたにもかかわらず、申立期間①、②及び③の厚生年金保険の被保険者記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、C事業所に勤務していたと主張しているが、当該事業所は、昭和28年8月1日に新規に厚生年金保険の適用事業所となり、29年1月1日付けで適用事業所でなくなっており、申立期間①は適用事業所でなくなった後の期間である。

また、当該事業所に勤務していた被保険者の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、「J法附則第13項該当により移管」と記載されていることから、当該事業所は、申立期間①当時、K組合に加入していたものと推認される。

さらに、L（団体）は、申立人がK組合に加入していたか否かの照会に対し、「昭和5年*月*日生まれのM（申立人氏名）（名前の読みは「*」となっている。加入者番号：*）は、34年5月1日にC事業所において資格取得し、35年5月1日に資格喪失しており、当該期間は、退職一時金を全額支給済みとなっている。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除につい

て確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、雇用保険の加入記録により、申立人がF社に勤務していたことは確認できる。

しかし、当該事業所は、「申立人に係る雇用保険の資格取得控は見つかったが、当社が保管している健康保険の番号表に申立人の氏名の記載は無い。」と回答している。

また、申立人は、申立期間②のうち、昭和59年10月1日から61年4月1日までの期間については、国民年金に任意で加入し、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付している上、国民年金第3号被保険者制度が発足した同年4月1日以降は第3号被保険者となっていることがオンライン記録により確認できる。

さらに、当該事業所で申立人と同じ仕事をしていた元同僚の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、オンライン記録により、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者縦覧照会回答票及び被保険者原票を確認したところ、申立期間②に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、雇用保険の加入記録及びI社から提出されたH社発行の申立人の平成元年分給与所得の源泉徴収票により、申立人は、申立期間③のうち平成元年3月30日から3年3月15日までH社に勤務していたことは確認できる。

しかし、上記源泉徴収票から社会保険料は控除されていないことが確認できる上、平成2年分給与所得の源泉徴収票において控除されている社会保険料は4,228円であることが確認できるところ、この金額は、当該源泉徴収票の給与賞与の支払金額80万9,557円に対して算出される雇用保険料にほぼ近い金額となっており、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、同じ職場で勤務していた元同僚は、「私はN（職種）だったので社会保険に加入していた。申立人は、パートで短い時間の勤務であった。パートの場合は健康保険や厚生年金保険には加入していなかったのではないかと思う。」と供述している。

さらに、申立人は、申立期間③のうち、平成元年3月30日から2年2月15日までの期間は、国民年金の第3号被保険者として加入していたことが確認できる。

加えて、オンライン記録により、H社の健康保険厚生年金保険被保険

者縦覧照会回答票を確認したところ、申立期間③に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。